

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業指導検査実施要綱（案）

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 第 6 条）
 - 第 2 章 一般指導検査（第 7 条 第 13 条）
 - 第 3 章 特別指導検査（第 14 条 第 16 条）
 - 第 4 章 雑則（第 17 条 第 21 条）
- 附則

第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この要綱は、特定教育・保育施設に対する子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号。以下「支援法」という。）第 38 条、第 39 条及び第 40 条の規定に基づき実施する報告の徴取及び検査（以下「指導検査」という。）、並びに特定地域型保育事業所に対する児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「児福法」という。）第 34 条の 17、児童福祉法施行令第 35 条の 4 及び支援法第 50 条、第 51 条及び第 52 条等の規定に基づき実施する指導検査について、必要な事項を定めるものとする。

（指導検査の目的）

第 2 条 指導検査は、児福法、支援法、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号。以下「社福法」という。）のほか、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、消防法（昭和 23 年法律第 186 号）などの法令（以下「関係法令」という。）、区が定める「世田谷区家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（以下「認可条例」という。）」及び、「世田谷区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準等に関する条例（以下「運営条例」という。）」等、事業を実施するにあたりよるべき基準その他の所管行政庁の通知並びにこれらに基づき区長が定める指導検査に係る基準（以下「法令・基準等」という。）に定める事項に関し、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業所設置者（以下「設置者」という。）による実施状況等を個別的に明らかにし、必要な助言、指導その他の措置を講ずることにより、設置者の適正かつ円滑な運営及び特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業所（以下「施設等」という。）の経営の確保を図り、もって区における児童福祉行政の増進に寄与することを目的とする。

（指導検査の基本方針）

第 3 条 区長は、指導検査を実施するに当たり次の事項に留意しなければならない。

- (1) 法令・基準等に基づき、及びこれまでの東京都や区の指導検査の結果等を勘案して厳正かつ効果的に実施し、画一的又は形式的に終わることのないようにすること。
- (2) 設置者自らが問題を解決することができるようにするため、問題の発生原因を明らかにし、前条の助言、指導その他の措置を具体的なものにするよう努め

ること。

- (3) 設置者の運営及び施設等の経営が相互に密接な関係にあることに鑑み、東京都知事、厚生労働大臣その他の関係機関(以下「都知事等」という。)が実施した施設等に対する検査等の結果を把握するとともに、区内関係部課も含め情報交換を密にする等十分な連携を図ること。

(指導検査の区分)

第4条 指導検査は、これを一般指導検査及び特別指導検査に区分する。

- 2 一般指導検査のうち、施設等の整備を伴う新設の設置者に対して施設等整備中に行うものを施設等整備中検査と称する。

(指導検査の実施方針、実施計画及び基準)

第5条 区長は、毎年度、指導検査を開始する時までに指導検査実施方針(以下「実施方針」という。)及び指導検査実施計画(以下「実施計画」という。)を定めるものとする。

- 2 実施方針には社会福祉行政の動向を踏まえた指導検査の重点項目等を、実施計画には指導検査の実施の時期、具体的方法等を定めるものとする。
- 3 区長は、指導検査の項目、法的根拠、評価事項、評価区分等を集約した指導検査基準を定めるものとする。
- 4 前項の評価事項は、別表に定めるところに則して定めるものとする。

(調査回答書等)

第6条 区長は、毎年度、指導検査を実施するに当たり、設置者に対して指導検査の項目に関する必要な事項を記入した調査回答書及び関係資料の提出を求めるものとする。

第2章 一般指導検査

(実施時期及び回数)

第7条 一般指導検査は、実施計画に定める時期に実施するものとし、指導検査の項目全般又は特定のものについて施設等の所在地において実地に行うものとする。

ただし、居宅訪問型保育事業の指導検査に関しては、主たる事務所の所在地において行うものとする。

- 2 一般指導検査の実施回数は、原則として、次に定めるとおりとする。

(1) 特定地域型保育事業所 児童福祉法施行令第35条の4の規定に基づき1年に1回以上

(2) 特定教育・保育施設のうち次のア及びイのいずれも満たす施設 2年に1回
ア 設置者の本部の運営について、法令・基準等に照らして重大な問題が認められないこと。

イ 設置者が経営する施設等について、施設の整備基準に照らして重大な問題が認められず、かつ、財務会計事務の処理に重大な問題が認められないこと。

(3) 特定教育・保育施設のうち前号ア及びイのいずれも満たす施設であって、次のアからウのいずれも満たす施設 4年に1回

ア 一般指導検査を受ける年度の前年度の財務諸表についての公認会計士法(昭和23年法律第103号)に基づく外部の公認会計士又は監査法人による監査の結

果から財務会計事務の透明性及び適正性が確保されていると認められること。
イ その経営する施設等の利用者からの苦情等の解決に向けた取組みが適切に行われていること。

ウ 次のいずれかの内容に積極的に取り組むことにより、良質かつ適正な福祉サービスを提供できるように努めていること。

(ア) その経営する施設等について福祉サービス第三者評価を受審し、その結果を公表して当該施設等の質の向上に努めていること。ただし、当該設置者が経営する施設等の一部についてのみ福祉サービス第三者評価を受審しているに過ぎないときは、当該設置者の運営及びその経営する施設等の全体にわたる福祉サービス第三者評価の受審状況を勘案して同号の規定の適用の可否を判断するものとする。

(イ) 国際標準化機構が定めた製品・サービスの品質保証のための国際規格第9001号の認証を取得した施設を維持していること。ただし、当該設置者が経営する施設等の一部についてのみ当該認証を取得しているに過ぎないときは、当該設置者の運営及びその経営する施設等の全体にわたる当該認証の取得状況を勘案して同号の規定の適用の可否を判断するものとする。

(ウ) 福祉関係者養成学校の研修生、介護相談員又はボランティアを受け入れ、地域住民との交流を積極的に行うなどその施設等の経営が地域社会に開かれていること。

(エ) 地域の様々な福祉需要に対応した先駆的な社会貢献活動に取り組んでいること。

(4) 前3号に掲げる施設等以外のもの 1年に1回

(実施時期及び回数の特例)

第8条 前条第2項の規定にかかわらず、新設の施設等に対する一般指導検査は、当該設置者が施設等を開設した年度又はその次の年度の早期において実施するものとする。

2 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、特定地域型保育事業所の施設等整備中検査は、施設の整備がある程度進んだ時期に原則として1回実施するものとする。

3 次のいずれかの場合は、前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、適宜、指導検査を実施するものとする。

(1) 都知事による児童福祉法第46条に基づく指導検査等、区内関係部課による指導検査が実施される場合で、指導検査の目的及び効果を考慮し、合同で指導検査を実施する場合。

(2) 法令・基準等若しくは定款に反し、又は施設運営が著しく適正を欠き、事業運営に重大な支障が認められる等、速やかな是正が必要な場合。

(実施方法)

第9条 一般指導検査を実施するときは、当該一般指導検査の対象とする施設等設置者の代表者にあらかじめ書面で一般指導検査を実施する旨、その日時、場所そ

の他の必要な事項を通知するものとする。ただし、一般指導検査の目的及び効果を勘案して相当と認めるときは、一般指導検査を開始する時に書面を提示することにより通知することができるものとする。

- 2 一般指導検査は、第5条第3項の指導検査基準及び原則として第6条の調査回答書に基づき実施するものとする。
- 3 一般指導検査を実施するに当たっては、必要に応じて区内関係部課の職員若しくは設置者の関係者に立会いを求め、又はこれらの者に必要な事項に関する調査若しくは照会への回答を求めるものとする。
- 4 一般指導検査に従事する職員は、2人以上で班を編成して班長を定め、班長の調整の下に連携を図りながら一般指導検査に従事するものとする。
- 5 施設等整備中検査に従事する職員は、施設等整備を担当する区又は東京都の職員との連携を図るものとする。

(結果の講評)

第10条 一般指導検査に従事した職員は、当該一般指導検査を終了したときは、現地において、設置者の関係者に対し、実地検査指導事項票等を用いて当該一般指導検査の結果を講評し、改善すべき事項、改善の方向等を口頭で助言し、又は指導するものとする。ただし、助言又は指導に当たり法令・基準等の解釈を確認する必要があるときその他現地において講評することに支障があるときは、後日、設置者の関係者を区役所に招致して当該一般指導検査の結果を講評することができる。

(結果の報告)

第11条 一般指導検査に従事した職員は、当該一般指導検査の結果を検討し、第5条第3項の指導検査基準に定める文書指摘をすべき事項の有無及び当該事項の内容を速やかに保育・認定課長を経由して子ども・若者部長に報告しなければならない。

(結果の通知等)

第12条 前条の文書指摘をすべき事項の有無及び当該事項の内容は、当該事項に係る改善すべき内容、改善方法等を具体的に示して速やかに設置者の代表者に通知するものとする。

- 2 前項の規定により文書指摘をすべき事項を通知するときは、当該設置者の代表者に対し、おおむね1箇月以内の報告期限を付して改善状況報告書又は改善計画書を提出することを求めるものとする。
- 3 第8条第3項第2号に該当する場合等で、文書指摘事項だけでなく、口頭指導及び助言指導に対する改善状況の確認を要する場合は、文書指摘をすべき事項に口頭指導及び助言指導する事項を付して通知し、合わせて改善状況報告書又は改善計画書を提出することを求めるものとする。

(再度の実施)

第13条 第7条第2項の規定にかかわらず、区長は、提出を受けた改善状況報告書又は改善計画書の内容を勘案して必要があると認めるときは、再度、設置者に対する一般指導検査を実施するものとする。

第3章 特別指導検査

(目的)

第14条 特別指導検査は、次のいずれかに該当する場合に、特定の項目を定め、重点的に、又は改善が図られるまで継続的に施設等の所在地において実地を行うものとする。ただし、居宅訪問型保育事業の指導検査に関しては、主たる事務所の所在地において行うものとする。

(1) 区に提出された書類や区民等からの通報等により、設置者が法令・基準等又は定款に違反する等、設置者の経営又は施設等の運営が著しく適正を欠いていると疑うに足りる合理的な理由があると認められるとき。

(2) 一般指導検査において文書指摘をした事項についての改善が認められないとき。

(3) 正当な理由なく一般指導検査を受けることを拒否したとき。

(実施方法)

第15条 第9条第1項、第3項及び第4項並びに第10条から第12条までの規定は、特別指導検査に準用する。この場合において、第9条第4項中「2人以上」とあるのは「3人以上」と、「班長を定め」とあるのは「課長の職又はこれに相当する職以上の職にある者を班長と定め」と読み替えるものとする。

(終了後の措置)

第16条 区長は、特別指導検査の対象とした設置者の代表者が、前条第1項において準用する第12条第2項の改善状況報告書若しくは改善計画書を同項に定める期限までに提出せず、又は改善状況報告書若しくは改善計画書の内容から文書指摘及び口頭指導をした事項を改善する意思がなく、若しくは改善することを怠っていると認めるときは、特定教育・保育施設に対しては、支援法第39条第1項の規定による勧告、同条第4項による必要な措置を採るべき旨の命令、及び同法第40条第1項の規定による確認の取り消し又は確認の全部若しくは一部の効力の停止命令をするための手続を、特定地域型保育事業所に対しては、児福法第34条の17第3項及び支援法第51条第3項の規定による勧告、児福法第34条の17第3項及び支援法第51条第3項による必要な措置を採るべき旨の命令、児福法第34条の17第4項及び支援法第52条第1項の規定により、事業及び確認の取り消し又は確認の全部若しくは一部の効力の停止命令をするための手続を進めるものとする。

2 前項に規定する場合において、特別指導検査の対象とした設置者が経営する施設等を利用する者に重大な影響が及び、緊急を要すると認めるときは、速やかに同項の手続を進めるものとする。

第4章 雑則

(報告等)

第17条 区長は、必要があると認めるときは、第7条及び第14条に規定する実地を行う指導検査によらず、施設等の設置者に対して、報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示を命じ、設置者等に出頭を求め、又は職員に関係者に対して質問をさせるものとする。

2 前項に規定する場合において、設置者が区長の求めに応じず、若しくは虚偽の

報告をする等の行為があった場合は、特定教育・保育施設に対しては、支援法第40条第1項の規定により、特定地域型保育事業所に対しては、支援法第52条第1項の規定により、確認の取り消し又は確認の全部若しくは一部の効力の停止命令をするための手続を進めるものとする。

(都知事への通知)

第18条 区長は、指導検査等により特定教育・保育施設の設置者が教育・保育施設の認可基準に従って施設型給付費の支給に係る施設として適正な教育・保育施設の運営をしていないと認めるときは、支援法第39条第2項に基づき、その旨を遅滞なく都知事に通知する。

2 区長は、支援法第39条第4項による必要な措置を採るべき旨の命令をしたときは、同条第5項に基づき遅滞なく都知事に通知する。

(指導検査の結果の公表等)

第19条 区長は、必要に応じて指導検査の結果を公表するものとする。

2 区長は、関係部課の職員が指導検査の結果を共有することができるよう適切に取り計らうものとする。

3 区長は、支援法39条3項及び第51条2項により、支援法39条1項及び第51条1項に定める措置を採るべき旨の勧告をした場合において、その勧告を受けた設置者が定めた期限内にこれに従わなかったときは、原則その旨を公表する。

4 区長は、支援法第39条第4項及び第51条第1項により必要な措置を採るべき旨の命令をしたとき、並びに第40条第1項及び第52条第1項により確認の取り消し又は確認の全部若しくは一部の効力の停止をしたときは、その旨を公示する。

(区立の施設等に対する指導検査)

第20条 区立施設等に対する検査は、施設等の運営を所掌する部課の求めに応じ、本要綱を準拠して実施する。

(確認を辞退した特定地域型保育事業者等に対する指導検査)

第21条 支援法第48条に基づき確認を辞退した特定地域型保育事業者に対する検査は、本要綱を準拠して実施する。

2 支援法第40条に基づき期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止した特定教育・保育施設及び支援法第52条に基づき確認を取り消し、又は期間を定めてその確認の全部若しくは一部の効力を停止した特定地域型保育事業者に対する検査は、本要綱を準拠して実施する。

(委任)

第22条 この要綱の施行について必要な事項は、子ども・若者部長が別に定める。

附 則

1 この要綱は、平成27年 月 日から施行する。

2 この要綱は、平成27年4月1日から適用する。

別表（第5条関係）

評価区分	指導形態	
C	文書指摘	<p>事業を実施するにあたりよるべき法令、基準及びその他の所管行政庁の通知等に違反する場合（軽微な違反の場合を除く。）は、原則として、「文書指摘」とする。</p> <p>ただし、改善中の場合、特別な事情により改善が遅延している場合等は、「口頭指導」とすることができる。</p>
B	口頭指導	<p>事業を実施するにあたりよるべき法令、基準、その他の所管行政庁の通知等以外の法令又はその他の通達等に違反する場合は、原則として、「口頭指導」とする。</p> <p>ただし、管理運営上支障が大きいと認められる場合又は正当な理由なく改善を怠っている場合は、「文書指摘」とする。</p> <p>なお、事業を実施するにあたりよるべき法令、基準及びその他の所管行政庁の通知等に違反する場合であっても、軽微な違反の場合に限り、「口頭指導」とすることができる。</p>
A	助言指導	<p>法令及び通達等のいずれにも適合する場合は、水準向上のための「助言指導」を行う。</p>